

令和4年8月26日 公告

「建設局(ATC庁舎ITM棟)情報通信設備改修工事」

・特記仕様書及び添付図面に修正がありました。次の正誤表をご確認ください。

修正箇所	誤	正
特記仕様書 P8 第4章 情報設備工	別紙(1)のとおり	別紙(2)のとおり
特記仕様書 P9 (別紙)	別紙(3)のとおり	別紙(4)のとおり
添付図面 No2図	別紙(5)のとおり	別紙(6)のとおり

第4章 情報設備工

第13条 本章工事は、情報設備の据付及び配管配線工事を行う。

第14条 本章工事で製作、据付する機器類及び配管配線類は次のとおりとする。

- 1 光パッチパネル
 - ・SCポート 24極 2ユニット
- 2 光幹線12芯(マルチモード)
 - ・コア:50 μ m クラッド:125 μ m 一式
- 3 フロアラック(屋内自立形) 1面
 - ・H:2000 W:700 D:700 EIA:42U 天板ケーブル配線孔付
 - 【付属品】
 - 低騒音換気扇2個、可変式温度調節器
 - コンセントバー2PE付(プロテクティブアース) 抜止め100 \times 2
 - 絶縁プレート、OAフロア用架台
- 4 整線パネル(ケーブルオーガナイザー)
 - ・EIA:2U 8ユニット
- 5 メタルパッチパネル
 - ・統合配線 1U 110タイプ CAT6 7ユニット
- 6 ケーブル
 - (1)ZB用:UTPケーブル0.5mm-24P CAT6 一式
 - (2)MJ用:UTPケーブル0.5mm-4P CAT6 一式
- 7 情報通信用ゾーンボックス(ZB)
 - ・6個口 CAT6 26個
- 8 情報モジュラジャック(MJ)
 - ・露出型 CAT6 4個
- 9 両端コネクタ付LANケーブル
 - ・5m CAT6 120本

第15条 本章工事で取付ける電線類、電線管類、ボックス類及び配線器具類等の詳細及び数量については添付図面を参照する。

: 訂正箇所

第16条 本章工事施行に伴い、光ファイバー伝送損失試験を行う。

第17条 配線構成・ラック実装・工事区分 は別紙のとおりとする。

【正】 別紙(2)

特記仕様書 P8 第4章 情報設備工

第4章 情報設備工

第13条 本章工事は、情報設備の据付及び配管配線工事を行う。

第14条 本章工事で製作、据付する機器類及び配管配線類は次のとおりとする。

- 1 光パッチパネル
 - ・ S Cポート 24極 2ユニット
- 2 光幹線 12芯 (マルチモード)
 - ・ コア : 50 μ m クラッド : 125 μ m OM3 一式
- 3 フロアラック (屋内自立形) 1面
 - ・ H:2000 W:700 D:700 EIA:42U 天板ケーブル配線孔付
 - 【付属品】
 - 低騒音換気扇 2個、可変式温度調節器
 - コンセントバー 2PE付 (プロテクティブアース) 抜止め10口 \times 2
 - 絶縁プレート、OAフロア用架台
- 4 整線パネル (ケーブルオーガナイザー)
 - ・ EIA : 2U 8ユニット
- 5 メタルパッチパネル
 - ・ 統合配線 1U 110タイプ CAT6 7ユニット
- 6 ケーブル
 - (1) ZB用 : UTP ケーブル 0.5mm-24P CAT6 一式
 - (2) MJ用 : UTP ケーブル 0.5mm-4P CAT6 一式
- 7 情報通信用ゾーンボックス (ZB)
 - ・ 6個口 CAT6 26個
- 8 情報モジュラジャック (MJ)
 - ・ 露出型 CAT6 4個
- 9 両端コネクタ付LANケーブル
 - ・ 5m CAT6 120本

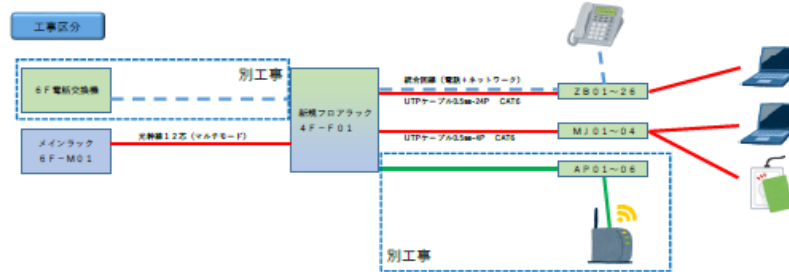
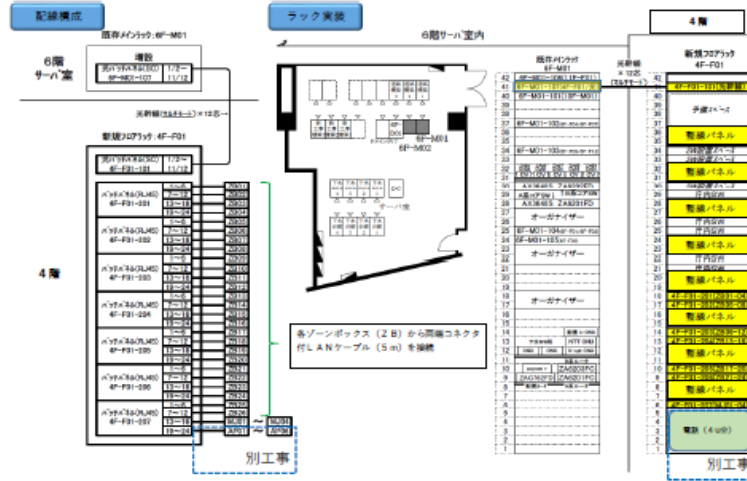
第15条 本章工事で取付ける電線類、電線管類、ボックス類及び配線器具類等の詳細及び数量については添付図面を参照する。

: 訂正箇所

第16条 本章工事施行に伴い、光ファイバー伝送損失試験を行う。

第17条 配線構成・ラック実装・工事区分・一般断面図は別紙のとおりとする。

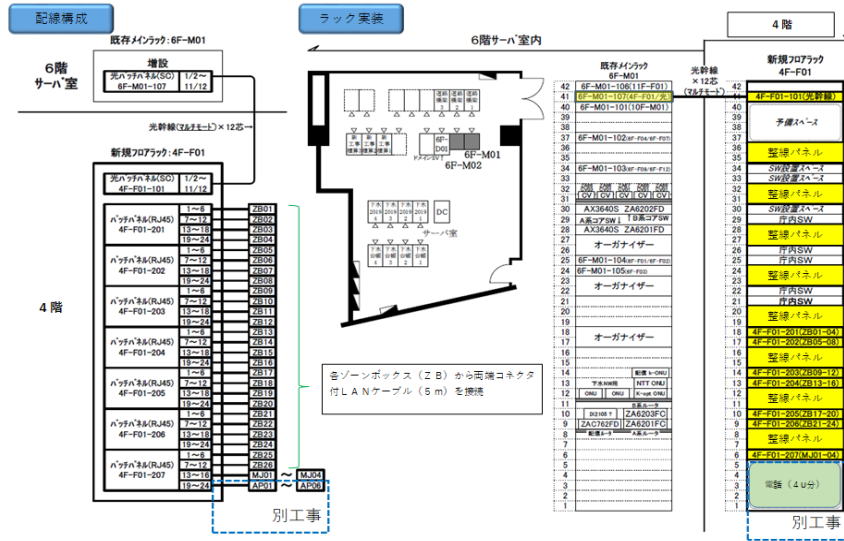
(別紙)



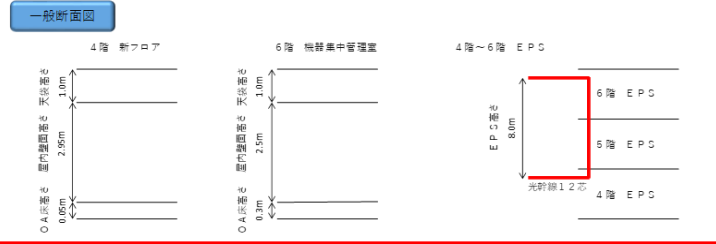
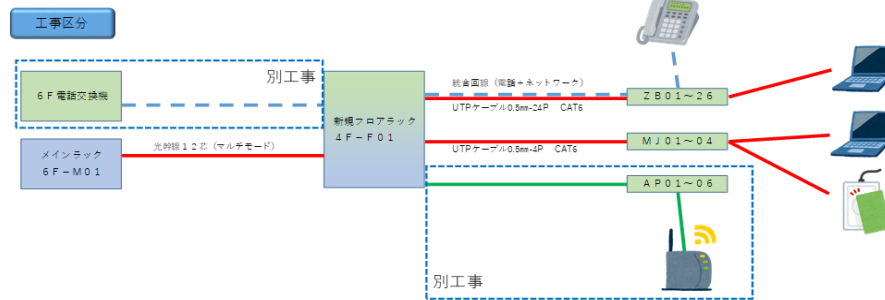
 : 訂正箇所

【正】 別紙(4)

特記仕様書 P9 (別紙)



※ 4階ホッチケネル~4階各メタルホッチケネル間の機器設置及び配線については別工事

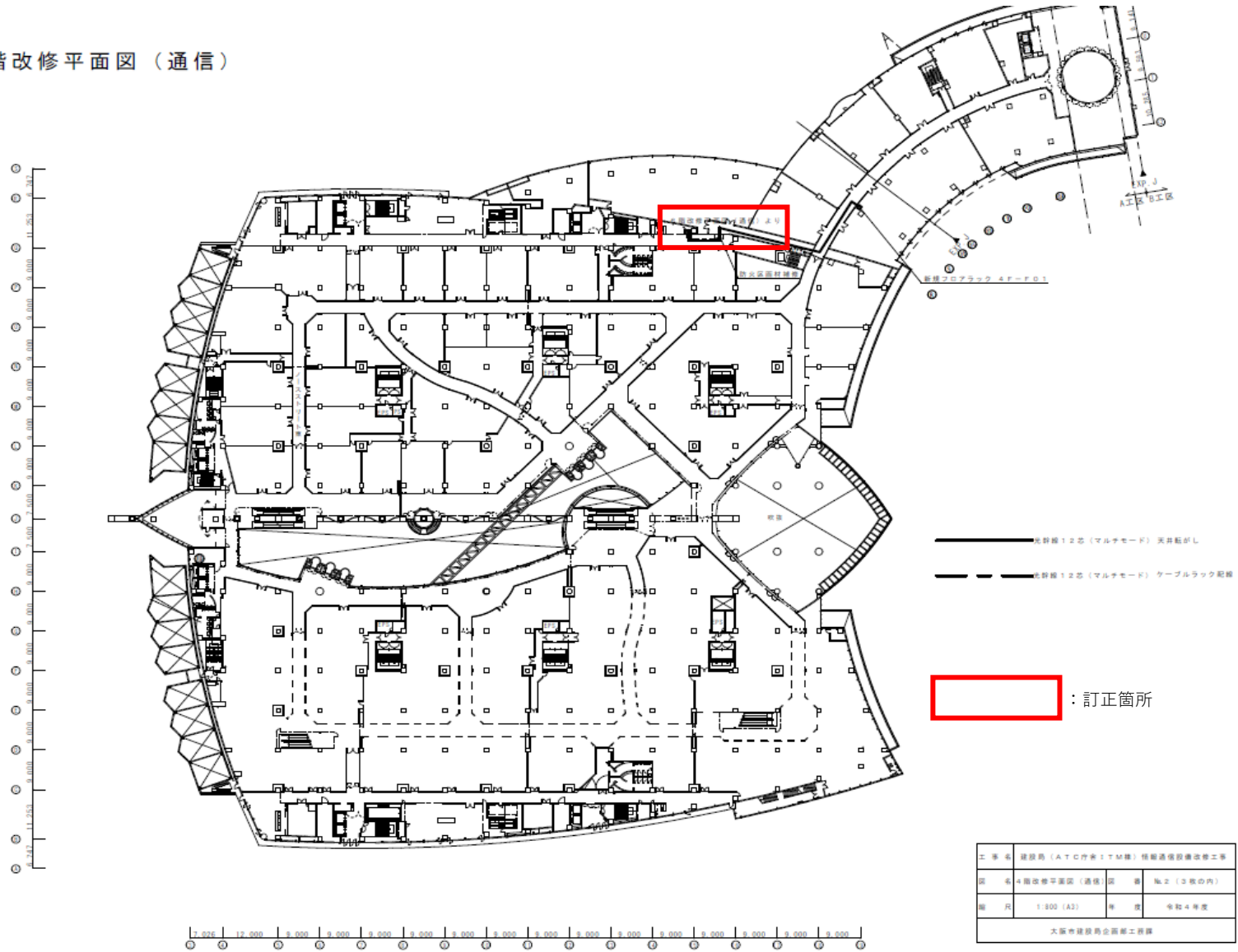


: 訂正箇所

添付図面 図番2/3 4階改修平面図(通信)



4階改修平面図(通信)



添付図面 図番2/3 4階改修平面図(通信)



4階改修平面図(通信)

